

早稲田大学大学院法学研究科

2015年6月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目

公益事業の認定及び土地収用の手続
— 日中両国の土地収用制度を中心とする比較法的考察 —

申請者氏名 楊 官鵬

主査 早稲田大学教授 岡田正則
早稲田大学教授 首藤重幸
早稲田大学教授 田村達久

楊官鵬氏博士学位申請論文審査報告書

楊官鵬氏（早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程に2012年4月から在籍）は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2015年2月2日、その論文「公益事業の認定及び土地収用の手続—日中両国の土地収用制度を中心とする比較法的考察—」を早稲田大学大学院法学研究科に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の審査委員は、同研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2015年6月27日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の構成と内容

（1）本論文の目的と構成

本論文は、中国と日本の土地収用制度（中国での呼称では土地徴収制度）を比較法的に考察することによって、そこでの中心的論点である公益事業認定および収用手続・損失補償を理論的・実務的について深く検討し、もって日中の土地収用制度改革に資することを目的としている。従来、中国における土地収用制度の研究の蓄積は乏しく、また日本でも土地収用制度に関する理論的研究は十分ではない。そこで本論文は、世界における近年の動向を押さえた上で、実体法・手続法の両面から、日中の土地収用制度に関する研究を行ったのである。

本論文の前半（第1章から第3章まで）は、諸外国における公共利益の学説と収用制度の概要を踏まえた上で、主に日本と中国との比較法的研究という視点から、土地収用における公益認定の制度と学説を検討している。第1章では、土地収用制度に関する歴史的背景と各国の現状（アジア諸国、アメリカとカナダ、ヨーロッパ）を概観した後に、土地収用における「公共利益」の概念が考察される。これに照らして、第2章では、中国における公益認定の制度と学説が比較法的に検討される。さらに第3章では、日本の土地収用における事業認定の制度と学説・裁判例の動向が検討され、改革の課題と動向、および日中における公益認定（事業認定）制度の再検討の方向が示される。

本論文の後半（第4章から第6章）は、日中両国の土地収用手続に関し、関連する立法・学説・判例を踏まえて、①収用の決定・実施の手続、②収用補償手続、③収用補償をめぐる私的権利の救済の手続という三つの側面から検討を行っている。第4章では、日中の土地収用手続に関する比較研究の現状を概観した後に、運用の実例に基づいて、両国の収用手続における検討課題と改革方向が示される。第5章は、土地収用における損失補償と救済の手続に関する比較法的考察である。この結果をふまえて、中国での補償と救済の手続に関する課題が指摘され、立法による解決の方向が提案される。第6章は、上記の収用手続および補償・救済手続についての補論である。中国における「徴収補償条例」公布以後の立法動向と判例などを検討している。

最後に第7章（終章）において、本論文の要約が行われ、結論と今後の課題が述べられる。

（2）本論文の内容

序章においては、中国における近年の経済発展とこれにともなう土地問題、およびその中で生じている土地収用をめぐる諸問題が示され、公益事業認定、収用手続・補償手続・救済手続という本論文の課題が摘出される。そこでは、「官僚の腐敗、財政の体制、中央と地方のあり方などの要因」のほか、「土地制度、行政制度、司法制度の根本」をも視野に入れる必要性が指摘される。そして、日中両国の学説・立法・実務に対して今後の方向性を提案するという本論文の目的が示される。

第1章 諸国の土地収用に関わる「公共利益」

第1章では、土地収用という手段を正当化するための根拠となる「公共の利益」概念について、世界の主要な国々における学説ないし制度理念を概観し、土地収用制度におけるその概念的な位置づけを検討している。第1節では、近代の法理論および政治理論における「公共の利益」に関する学説史の変遷をたどった後、第2節では、中国・日本・カナダ・アメリカ合衆国・欧州諸国における収用制度と公共利益の位置づけを検討し、実際の制度の構造と学説との相違を確かめ、さらに第3節では、公共利益に関する各学説の異同を明らかにし、これらの概観から得られる結論として、対象事業に関する一般的な「公共の利益」の定義については学説上、どの国においても実体法上の理解において通説が存在しないため、これを制度上で担保するために、「収用権または収用事業の公共性を判断・審査する主体」と「収用権を発動する主体」という二つの主体を別々に設置することが重要であること、および、収用事業の公共性審査手続を強化するのが今日の世界各国の方向であることを指摘している。

第2章 中国の土地収用制度における公共利益—公益認定の制度と学説に関する比較法的考察

第2章では、中国の土地収用（土地徴収）制度における公共利益を考察の対象とし、中国の公益認定の制度と関連の学説を詳細に論じている。最初に、第1節で、土地収用に関する公益認定の背景を明らかにするために、中国における土地制度および土地利用の現状を概観し、第2節で、近年の中国における公共利益に関する学説をまとめている。学説では、土地収用制度との関連で「公益論」の論争があったが、その発端と論争の推移をたどる中で公益の判定要素を抽出するというのが、本論文の着眼点である。この中で、注目される学説の動向を「立法機関判定説」と「手続判定説」に整理し、さらに、比較法的考察を加えて、諸学説における財産制度と土地収用制度における公共利益との関連に関する考え方に対して批判的な検討を行い、これらの学説の問題点（中国の土地

制度に関する過度の特殊性の強調)を明らかにしている。第3節は、民法典草案および「物権法」に関わる論争と立法の動向との分析である。財産制度と土地収用制度との関係を解明するためである。

本章の最後で、筆者は、中国における公益認定に関する実務上の問題点を指摘した上で、「いかに土地徴収の範囲を確定するか」という論点に焦点を合わせて、関連の学説の動向をまとめて、本章の結論を提示している。すなわち、中国では収用権を発動する行政機関(政府)の権限を制限し、収用事業の公共性審査手続を強化することが緊急な課題であること、その手段として、公益認定制度の明文化、収用手続の合理化・透明化があること、である。そしてこの中で、中国において収用事業の公共性審査制度がいまだ確立するに至らない原因には、「二元的土地制度」と「行政権主導」の党政制度があるとして、厳しく指弾されている。

第3章 日本の土地収用における事業認定の制度と学説

本章では、第2章における検討の意味を再確認するために、比較の対象として日本の土地収用制度における事業認定制度が検討対象とされている。中国では公益認定制度の創設が急務となっているが、立法実務における理解も学説もこの制度の内容に関して共通の認識には達していない現状に鑑みて、事業認定で蓄積された日本国の経験を中国での思考の筋道に接続する、というのが本章の目的である。

本章において、筆者は、日本の土地収用における事業認定の制度と関係の学説を踏まえた上で、収用法制全体における事業認定制度の位置付けの再検討を行う。まず第1節で、土地収用法をはじめとする日本の収用法制の歴史と現状を概観する。明治時代から現在までの事業認定制度について発展の経緯と近年の動向の概略を提示すること、および、各国との比較を踏まえて、事業認定を中心に日本特有の公益審査制度の特徴を示すことが、その内容である。第2節は、学説の検討である。歴史背景を含め、認定機関、事業認定の性格と要件などをめぐる法解釈や実務的処理について、理論構造を分析している。そして第3節において、近年の裁判事件が検討される。検討対象とされたのは、徳山ダム事業認定取消請求事件、静岡空港建設事業認定取消請求事件、圏央道八王子ジャンクション建設事業認定取消請求事件などであり、論点として取り上げられたのは、原告適格、裁量統制、違法性の承継である。これらの解釈論や裁判例の動向を手がかりとして、収用制度における事業認定の位置付けと発展方向(情報公開と住民参加、事業認定の司法行為化、司法審査の強化、国土計画主導)を提示し、検討を加えている。

本章の結論は、①現行の事業認定における行政裁量の性格は「要件裁量」に当たること、②日本では、現行の事業認定と行政訴訟制度の下で、収用事業の公共性審査と私的権利の救済は基本的に確保されていること、③行政権主導の収用原則の下で、収用事業の公共性に対する実質的司法審査は欠けていること、である。そして、このような日本の土地収用制度に関する分析結果に基づいて、中国の制度と共通するいくつかの問題を

指摘する。例えば、意見聴取と公聴会制度の形骸化、事業認定における行政庁の裁量の一層の強化（「専断的」「官僚的」といわれるような行政処分の問題）、起業者が国（国土交通大臣）である場合における事業認定の中立性の疑わしさという問題、などである。最後に、事業認定制度の目標として、行政計画の公正さ・透明化を図るための市民参加の確保や、行政改革の方向と土地利用計画全体の中で位置づけについて、政治状況や市民生活の変化に対応した考慮を払うべきことが強調されている。

第4章 土地収用手続の日中法制度の比較考察

第4章は、土地収用手続の比較法的な考察である。第1節においては、最初に、収用制度の背景である中国の土地制度について、土地収用制度との関連という視点から、その変遷（変革）の過程を概観し、次に、両国の土地収用制度の比較を行った先行研究の成果と動向をまとめている。日中両国の収用法制は、それぞれの民法法理の上に形成したものであることを考慮して、第2節で、比較研究の際に注意すべき概念の再整理がなされている。土地・房屋・不動産、収用・権利使用・土地使用権、収用、回収と徴収・徴用、土地徴収と立ち退き・房屋徴収・使用権回収、といった用語ないし概念である。そして、第3節において、日本の収用法制の沿革を整理した上で、中国の収用手続と対比しながら事業認定手続と収用裁決手続の流れを分析し、第4節において、中国の土地法制度の背景を踏まえて、都市部の家屋徴収手続と農村部の土地収用手続との各々の流れ、特徴と問題点を分析・検討している。第4節の検討で、筆者は、農村土地収用制度の一環である農地転用手続の現状を述べ、その問題点を指摘し、さらに、土地収用の実際例として、山東省の土地収用の現状や問題点の分析に着眼し、中国土地収用手続の全体像を具体的に示している。本章の結論として、日中両国の収用手続には共通の課題も多いこと（土地調査や収用決定の段階における住民参加、被収用者の生活再建の保障など）、および、中国土地収用制度の不備は明らかであり、その解決策として、統一の収用法の制定、行政収用権の制限と「正当な補償」原則を確立することが重要であることを示している。

筆者によれば、中国の土地収用手続は以下の点に特徴がある。①立法上、行政機関に広範囲にわたる収用権限が委ねられている。全体的土地利用は基本的に行政判断・政策判断の下にあり、土地の収用と補償は政府（國務院）の条例と部門（国土資源部・住居与城郷建設部等）の法規・規章を根拠として行われる。②具体的収用手続と補償額の確定についての権限は各地方の政府に委任されており、地方政府は政策・法規などに基づいてそれらを規定する。③収用法制は全国一律の制度となっておらず、成文の土地収用法も存在しない。二元的土地制度の下、都市部と農村部の土地収用制度も二元化している。土地収用全体の法制は統一されておらず、複雑な構造になっている。④歴史的背景に由来する側面も看過できない。中国の伝統的な法的観念には「義務履行」「国家・集団の利益」が常に重視され、それに対して個人権益または私的利益に対する保護の観

念は比較的薄い、という実態は現在まで続いている。中国の土地収用手続には「行政権主導」という特徴がある。司法権はより弱化するとともに強い行政権力による収用手続の透明度は日本より低い。これは党に執政力を高度に集中させた中国法制度の性格を反映している。⑤土地収用の取り扱いは、中国では政治的な問題を誘発しやすい。「私有財産権を保護する」という条文が2004年改正で憲法に挿入されて以来、全国的に、近代国家の公民意識が強くなる一方であるとはいえ、同時に、各地で立ち退き事件・補償額についての収用紛争などは益々深刻化することにより、土地収用権を行使する政府の信用・合法性が疑われること事態にまで至っている。とりわけ近年の収用紛争の多発は社会安定に悪影響を与えており、徴収項目を審査する際にも、徴収補償方を制定する際にも、地方政府による社会安定リスクの評価は義務化・制度化されている、というのが中国収用手続の特徴である。

以上のような特徴を有する中国の土地収用手続が解決すべき今後の課題として、筆者は、①統一的な「集団土地収用補償法」を制定し、現時点での混乱の収用立法を整理すること、②厳格な事業公共性審査手続を地方政府の収用権に課し、違法な土地収用・利用を規制すること、③現在、都市部における家屋徴収に手厚い補償がなされる一方、農村部の補償額は極めて劣悪な状態に置かれていることに鑑みて、集団土地収用補償制度に、公平・正当な補償原則を確立した上で、補償方式を法により整理整備し、確実に家屋（宅地）立ち退きなど農民の財産損失に対する適切な補償を給付すること、という3点を提示している。

第5章 土地収用における損失補償と救済の比較法的考察

第5章は、土地収用における損失補償と救済に関する比較法的考察である。第1節では、まず、日本と中国の法制度の中で損失補償制度が占める位置とこの点に関する学説比較検討した後、両国の損失補償制度の現状を分析している。次に、中国の都市部家屋徴収補償については類型と方式、また、集団所有土地の補償については補償の類型とその算定などに着目して、中国収用補償の制度的問題点を解明するとともに、諸国の収用補償との比較によって、中国の補償の特徴や問題点を分析している。第2節は、土地収用に関わる行政訴訟による権利救済がテーマである。「行政不服審査法」「行政訴訟法」の関連規定を取り上げた後、都市部家屋徴収の際の行政訴訟・救済、集団所有土地の徴収に関わる行政訴訟・救済を検討している。本章の結論は、次のとおりである。すなわち、現行の中国法では、実質の損失補償制度がまだ確立していないため、近年の立法によって都市部土地徴収に対する補償について「公平な補償」原則が確立されたとはいえ、まだ不十分であること、農村部において適切な補償を確保することはさらに緊急な課題であること、その主な解決策として、「正当な補償」原則の定立、および法による訴訟の権利を確保する必要があること、である。

日本と比較すると、中国土地収用における補償と救済には数多くの問題が存在するこ

とが明確になる。補償の面では、農村部における補償額が極めて低い点、独立性が認められる行政委員会は設置されておらず、行政機関が独断するケースが多く、補償決定手続が不透明である点、一部の都市では、安置保障が手厚くなされており、移転補償の対象も細かく定められており、また、環境影響評価も考慮要素の一つとみなされているが、それは党または地方政府の政策の裁量に依存する部分が大きく、法的安定性を欠いている点、その他、借家人などの権利者への補償が欠落している点、である。また、救済の面では、農村土地収用における救済のルートが欠けている点（最近、行政訴訟法の改正、集団所有土地収用条例の起草が行われた）、都市部の場合に、近年、収用の決定と収用額に対し異議または不服がある場合に、いずれも不服申立て、行政訴訟（取消訴訟）を提起することができる点とされたが、その実態を検討する必要がある点、である。一連の立法と法改正の動向は注目を集めているが、補償と救済の問題は、依然として中国が直面する難題だと指摘されている。

第6章 補論：家屋徴収補償に係る中国司法救済の現状と課題—最高院が公布した典型的な審判例を中心に

第6章では、補論として、上記第1章から第5章までの内容に関連する中国における最新の動向が述べられている。すなわち、本章で筆者は、中国の徴収補償条例以後の立法動向を踏まえて、最高院が公布した最新の典型的な審判例を考察対象とし、家屋徴収補償に係る中国司法救済の現状と課題を検討している。第1節において、「徴収補償条例」（2011年）公布以後の立法に関する全体的な動向を示している。第2節では、実例の分析を踏まえ、最新の判例および判例評釈の分析を通じて、家屋徴収補償に係る中国司法救済の実像を明らかにしている。第3節では、「行政訴訟法」改正草案と「集団所有土地収用条例」の起草を考察対象として、最近の立法動向を解明している。本章の結論として、筆者は、①家屋徴収補償に係る司法救済のルートは、近年の法改正と判例により基本的に保障されており、②司法救済の特徴として、「事後的救済」、および「手続上の形式審査」であり、「具体的行政行為」の違法性に対する実体的審査が欠けていることを指摘している。

筆者による上記の法改正等の動向に関する評価は次のとおりである。中国では、家屋徴収補償に係る司法救済のルートは、近年の法改正と判例により基本的には保障されている。しかしながら、現在の司法救済は侵害された権利利益に対する事後的救済であり、単なる手続上の司法統制方式をとるものである。収用決定に対する事前的司法審査、および事前に権利利益を確保する途は依然として欠落している。また、その「事後的司法救済」においても、「具体的行政行為」の違法性に対する実体的審査が欠けている。これらのほか、最新の最高院判例は、司法機関が中立性に欠け、実質的に党・政府の職能部門の性格を持つという現状を反映している。

筆者による上記の判例ないし裁判実務の動向に関する評価は次のとおりである。家屋

徴収決定に対する司法審査は、手続上の形式審査を主な審査手段とする。家屋徴収補償決定に対する司法審査は、主に、補償額を確定する段階で手続上の重大な瑕疵があるか否かを審査する。強制執行の決定に対する司法審査について、中国は、近年、諸外国の経験を参考し、「執裁分離」という方式を採用してきた。しかし、家屋取り壊しの強制執行の決定に対して、法院は、「手続の違法性」のみを審査する一方、建築の違法性の認定に対する実体的審査を行わない。現実に違法な建築と合法的な建築が共に存在している場合、「手続の違法性審査」の欠陥は明らかである。

第7章 終章

第7章では、本論文の要旨、結論、今後の課題が述べられている。

本論文は、全体の結論として、次の3点を述べている。第一に、日本と中国の土地収用を対象とする比較研究は可能だということである。本論文は、日本と中国の土地収用制度が各々の歴史・法理の中で発展してきたものであることを踏まえた上で、共通点として、両国はともに「行政による収用」原則をとる国であって、手続上には、両国は同じに収用決定段階と補償段階に分けることになっている点、および、収用事業の公益性審査を通じて、強権的行政収用による権利利益の侵害を防止することは、両国かつ世界各国の共通課題である点を示している。第二に、中国の土地収用制度において最も重要な課題は、公益認定手続の確立だということである。前半の1章・2章・3章の結論から、中国では、①公益認定の「列挙主義」を採用し、公益条項を明確に条文化かつ具体化する、②「行政手続法」の制定を通じて、収用決定の段階で、十分な情報公開と市民参加を確保する、③訴訟の段階で、収用決定の処分性を確定し、司法審査を強化する、という法制度改革の提案を導いている。第三に、中国の土地収用手続および土地収用に関する補償については、後半の4章・5章・6章の結論を踏まえると、次の諸点が改革の課題だということである。すなわち、①新たな立法を通じて、「正当な補償」原則を確立すること、②訴訟と救済の面では、収用決定の処分性を確定し、被徴収者の訴訟提起権を明記すること、③収用決定、収用補償決定と家屋の強制的な取り壊しに対して、さらに司法審査を強化する必要があること、である。

2 本論文の評価

日中両国において土地・財産制度に関する研究は膨大に存在するが、これまでのところ、土地収用制度に関しては必ずしも十分な研究が行われているわけではない。特に、中国において土地収用制度の整備が喫緊の課題となっている現状に鑑みれば、中国の土地公有の制度をふまえた上で資本主義諸国の収用制度との比較法的な研究が求められていたところであった。本論文は、このような要請に応えるものだと評価できる。したがって、本論文は、比較すること自体に難しさがともなう中国の土地所有制度と資本主義諸国のそれとの比較を土地収用の局面で行いつつ、複雑な中国の収用制度と収用実務

の現状を全体として把握した上で、中国における土地収用制度の立法的改革のために、そこでの中心的論点である公益事業認定および土地収用手続の制度を理論的・実務的に深く検討するという困難な課題に取り組むことになったのである。

まず、本論文の意義は、次の諸点に認めることができる。

第一に、中国における土地収用対象事業に関する公益認定の制度について、今後の立法的改革の指針を示したことである。土地の公有あるいは集団的所有という仕組みの下で、そして事業主体がもっぱら公共的主体であるという事情の下では、ともすれば事業の執行に公益性があることは当然視されかねないのであるが、本論文は、比較法的な知見、とりわけ日本における制度・学説・実務的運用との比較から得られた知見に基づいて、法令レベルでは「公益」の実体的内容がいずれの国においても不明確であること、その中で個々の事業について公益性を認定するには、列記的に対象事業を法律で摘示するとともに、認定を行う組織の構成と手続が決定的に重要であることを示した。中国における複雑な現行制度および運用の現状を明らかにしつつ、これらに対する批判的検討を行ったことも有意義だといえる。まずこの点に本論文の意義が認められる。

第二に、(狭義の)土地収用手続と損失補償手続について、比較法の視点を堅持しつつ、山東省の具体的な事例を検討するなど、中国における運用の実態にまで踏み込んだ分析を行った上で問題点を明らかにし、これらの手続に関する立法的改革の指針を示したことである。すなわち、収用手続に関しては、収用情報公開、利害関係者の参加手続、および収用裁決の手続の改革指針を示し、補償手続に関しては、「正当な補償」原則の確立、生活権保障の理念の確立、これらに基づく補償算定基準の整備、行政不服審査制度と行政訴訟制度の改革指針を示している。都市部と農村部の制度と問題状況の違い、あるいは地方ごとの制度と運用の違いなど、単純には論じられないところが多いが、本論文は、こうした点にも十分な配慮を行っている。第6章において、理論と実務に関する最新の動向を把握して論じている点も、本論文の課題に対する著者の真摯な姿勢の現れといえよう。

第三に、日本の土地収用制度に関する実務と判例および学説の状況についても的確な概観を提供し、その特徴、意義、問題点を明らかにしていることである。本論文の主要な考察対象は中国の土地収用制度であるが、日本における当該制度の分析にも相当程度の力を注ぎ、そこでの考察を理念・法規定・運用実態・効果などの諸側面での比較検討に役立てている。このような具体的制度レベルでの中国法と日本法との比較によって、本論文は、これらにおける共通性と差異を一定程度浮き彫りにしている。日本の土地収用制度に関する研究という意義とともに、土地所有制度の違いを超えて、東アジア地域における行政法制の共通の課題(広範な行政裁量に対する統制、事業認定の専断的・官僚制的性質の是正手段、行政計画段階における公正さ・透明性の確保および参加手続の必要性など)を示唆しているという意義も評価できるであろう。

第四に、日中の法制度に関する比較研究について、比較すること自体に対する否定的な見解が流布している中で、本研究がこれを覆すような考察を行ったことである。本論文は、土地公有制度あるいは集団的所有制度の下にある土地収用制度についての研究であって、その批判的な考察の方法として、私有財産制度下の土地収用制度との比較という方法を用いた。たしかに、所有形態という側面での差異は捨象できないものの、土地に関する利用の権利や生活上の必要性、そしてこれらを剥奪する場合の公共主体の責任という側面をみれば、かなりの程度の共通性がある。本論文は、上記の差異や欧米の制度と日本の制度との差異もふまえつつ、中国の制度との比較を丁寧に行っている。この作業の中で、中国において歴史的に形成されてきた行政組織の行動原理や権利・利益の観念にも考察を及ぼしている点、その特徴を浮き彫りにするために行った日本法との比較の中で、部分的とはいえ、日本法の特徴や問題点を明らかにしている点、さらに、土地公有制度と市場経済制度の軋轢を土地収用制度の局面で考察している点も、本論文の長所として評価できよう。

以上の諸点に本論文の意義が認められるが、他方で、本論文にも問題点がないわけではない。

まず、本論文では、日本・中国以外の国々の土地収用制度については、両国の特徴を把握するための便宜として、部分的に概観した程度の考察にとどまっている。本論文の著者自身が今後の課題として示しているとおおり、英米型の土地収用制度と大陸型のそれとの間にはやはり大きな差異が見られるのであって、それぞれについて土地所有や都市計画などに関する基盤的制度を含めて、中国法との比較検討が望まれる。また、本論文で比較の対象とした日本の制度と実務に関しても、事業認定・収用手続に関する裁判事件等の具体的な事案の分析を通じた運用実態の比較検討まではできていない。これも今後の課題であろう。

次に、これも本論文の著者自身が今後の課題として示している点であるが、本論文の立法的な提案がまだ指針的なものにとどまっていること、特に農村部の制度については必ずしも十分な考察に基づいた指針の提示に至っていないこと、である。本論文のこのような問題点は、収用手続や補償の算定などの実務が党や地方政府の政策動向に大きく依存しているため、行政の外部からその実態にアプローチすることが困難な状態にあること、および、農村部における実態を把握するには多大な時間を要することなどの事情に起因しているものと思われる。今後、多数存在していると想定される未公開の資料や文献を渉猟し、本論文の提案をいっそう具体化していくことが望まれる。

さらに、理論的な面についていえば、損失補償に関する考察が不十分である点が問題点として指摘できる。本論文では、もっぱら補償額の算定手続という問題関心から考察が進められているため、補償項目の整理とそれらの意義の確認に重点が置かれており、それらに共通する「正当な補償」という理念は、いわば目標として提示されるだけにとどまっている。損失補償における「正当」とは何を意味するのかについて、日本でも多

数の議論が積み重ねられてきたのであるから、中国における今後の動向を考慮するならば、その積み重ねをふまえた考察を行うことが必要であったと思われる。

以上のような問題点を指摘することができるとはいえ、著者が示した日中の土地収用制度に関する比較法的な考察、中国法の分析、立法的提言は、注目に値する。また、必要性が指摘されながらこれまで必ずしも十分に研究が行われてこなかったテーマに取り組んだ点も、高く評価することができる。そして、これらのところから、著者の研究者としての能力と研究に対する真摯な姿勢が本論文において十分に発揮されていると評価できる。

3 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、本論文の提出者が、課程による博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値すると認めるものである。

2015年6月27日

審査委員

主査 早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学） 岡田正則（行政法）

副査 早稲田大学教授

首藤重幸（行政法）

早稲田大学教授

田村達久（行政法）
